

令和7年
10月農業委員会総会議事録

■日 時	2025年（令和7年）10月14日（火）14：30～15：04					反訳：株式会社 会議録研究所
■場 所	和泉市役所本館5－A会議室					
■出席者	[農業委員] 計（12名）					
(敬称略)	1 西川 文三	2 井坂 武範	3 西辻 達佳	4 飯村 りか	5 紀之定清五郎	
(議席順)	6 山口 一美	7	8 友田 吉春	9 友田 博文	10 辻林 孝幸	
	11 福本 敏行	12	13 森 忠清	14 岡田 如弘		
	[欠席委員] 計（2名）					
	7 井坂 常典	12 仲野 充				
	[事務局] 計（4名）					
	森 博紀	仲野文三	岸田忠仁	麓 信也		
■提出資料	議案書					
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について 報告第3号 農地法第5条の規定による受理の取消について					

■議事内容

事務局	それでは、ただいまから令和7年10月の農業委員会総会を進めさせていただきます。
友田会長	開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。 (会長挨拶)
事務局	それでは、早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。 本日の委員会に出席されております委員は、12名でございます。欠席の旨連絡のありました委員は、7番井坂常典委員、12番仲野委員でございます。 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員総会が成立しておりますことを御報告いたします。
友田会長	それでは、友田会長、引き続き議事進行、よろしくお願いいいたします。 本日の議事録署名人は、10番辻林孝幸委員さん、12番森忠清副委員長、御両名にお願いいたします。 (両委員の承諾あり)
	それでは、議案書1ページをお願いいたします。 10月委員会議事日程、議案第1号、議案第2号、報告第1号から報告第3号となっておりますので、よろしくお願いいいたします。 議案書2ページをお願いいたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転2件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

事務局	<p>議案第1号、1番、観音寺町の物件について、事務局から説明願います。</p> <p>事務局の岸田でございます。</p> <p>議案書3ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は観音寺町で、地目は、田1筆、面積は1, 543平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から300m、徒歩で5分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、現在トラクターなどを保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「付近農地に迷惑かけないよう耕作します。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の井阪武範委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、水稻及び野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻及び野菜栽培する予定であります。申請どおり問題はありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し、意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号、2番、池田下町の物件について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>2番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、池田下町で、地目は、田1筆、面積は376平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は、現在譲受人の拠点となる場所から300m、徒歩で4分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、現在草刈り機などを保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「地域の方々と調和を取り、安全に迷惑をかけることなく農業を行います。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果報告をいたします。</p>

	<p>「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>議案第1号、2番については許可することに決定いたします。</p> <p>議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、賃借権設定1件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第2号、1番、葛の葉町の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の麓でございます。</p> <p>議案書5ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は葛の葉町で、地目は田7筆、面積は合わせて4,710平方メートル、転用目的、設定人、被設定人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断されます。また、申請地以外に高速道路からも近くて前面道路幅員も広く必要面積を確保できる土地がなかったことから、申請地以外では計画の実現が困難となっています。</p> <p>転用目的は露天資材置場で、被設定人は和歌山県を中心に道路舗装などに使用する地盤改良材の販売を行っていますが、近年、需要が拡大しており、現在の和歌山県にある資材置場だけでは手狭になってきたこと、また、今後、大阪をはじめとする近畿圏を中心に事業拡大するため、交通の便がよく、必要面積を確保できる申請地を賃貸借にて借り受け、鉄鋼スラグ路盤材1,200立米、資材を積み込むために必要なユンボやブルドーザー、ホイールローダーなどの重機を各1台置き、露天資材置場として利用するものです。</p> <p>また、転用面積が500平米以上あるため、開発行為に該当しない旨の証明書が添付されています。</p> <p>なお、本件は隣接農地所有者3名のうち、1名から転用に係る同意をもらえていないため、同意書が提出できない理由書が添付されております。</p> <p>理由書の内容ですが、同意していない人は「産業廃棄物置場に転用されると汚染された水が既存水路に流入するため、同意しない。」といった旨を主張されているため、置く資材は産業廃棄物ではないことや心配している水路には排水しない計画であることを説明しましたが、理解をし難いとのことで、申請者からは、転用に当たり、再度詳細を説明し、理解を得られるよ</p>

	<p>う努めるほか、もし異議等があれば申請者において解決する旨が理由書に記載されております。</p> <p>なお、提出されている利用計画書及び利用計画図を確認したところ、許可後は地味土及び碎石にて傾斜をつけて整地を行い、心配している水路にではなく、東側の既存集水ます及び西側水路敷へ排水を行う計画となっているほか、本件の転用に関して土地改良区の同意書が添付されております。</p> <p>続きまして、坂上委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は現在、休耕地となっている。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などの影響ないと認められる。貸人及び借人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、借人は許可後速やかに転用するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	事務局の説明が終わりました。
西辻委員	この件について、異議、意見はございませんか。
事務局	2,000平米を超えるなら特別審査委員会に諮らなあかんちゃうの。
西辻委員	こちらは2月に特別審査委員会に諮らせていただきました案件になります。
事務局	あ、出たんか。
友田会長	はい。
事務局	そのときに必要な書類の提出がありましたら委員会に諮っていくということになり、今回書類が揃いましたので、議案に上げさせていただきました。
西辻委員	本来、すぐに諮る予定でしたが、地域計画の変更も絡んできましたので、手続が思っていた以上に延びてしまいました。
事務局	光明池水路は絡むの。
西辻委員	はい。光明池水路の区域内になりますので、同意もいただいております。
事務局	絡むけれども、光明池水路へ流さへんやんな。
友田会長	雨水は水路に流れます。なお、今回置く資材が産業廃棄物ではないということや、置く資材は外部の検査機関で鉛やカドミウムなどの数値が全て土壤汚染対策法の基準内に入っているということは確認しております。
事務局	これ、産業廃棄物を置かないというの、置いたらどないなるん。
友田会長	もし、許可内容と違う産廃を置くとなると、大阪府が産廃指導をする部署と連携して指導したり、許可を取り消すかどうかという話になってきます。また、どこに何を置くという図面はいただいており、許可後は完了報告を必ず出してもらいます。
事務局	ただし、転用後、何年間確認するといった基準がないので、追っかけはしていないです。
友田会長	確認するのは、そのときだけのことやね。
事務局	はい。中には何年かたって状況が変わり、違う目的に利用されるというのもあると思います。
友田会長	たくさんあるんちゃうん。
事務局	中にはあると思います。

西辻委員	ま、しゃあないわな。
友田会長	よろしいですか。
飯村委員	これ、どれぐらいの期間なんですかね、この借りられる期間ってどこに書いていますか。
事務局	賃貸借契約書の案も提出してもらっているので、ちょっとお待ちください。
飯村委員	今のところ、10年間の賃借契約で、自動更新になっています。
事務局	10年自動更新。
友田会長	はい。
	よろしいですか。
	(異議なしの声)
	意見がないようですので、議案第2号、1番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。
	続きまして、報告案件に移ります。
	議案書6ページをお願いいたします。
	報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用3件を専決により受理しましたので、別表のとおり報告いたします。
	議案書7ページを御参照ください。
	続きまして、議案書8ページをお願いします。
	報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件、使用貸借権設定2件を専決により受理しましたので、別表のとおり報告いたします。
	議案書9ページを御参照ください。
	続きまして、議案書10ページをお願いいたします。
	報告第3号 農地法第5条の規定による受理の取消について、受理取消届1件に関する届出を受理したので報告いたします。
	議案書11ページを御参照ください。
	以上で本日の審議は全て終了いたしました。
	続いて、報告案件・その他の案件について事務局から報告願います。
事務局	事務局の仲野です。
	事務局のほうから、報告、その他の案件の前に、先日9月26日の金曜日、大阪府農業会議が主催となりまして、令和7年度第2回女性委員研修会というものが開催されました。こちら、現地視察も含んでおりまして、こちらのほうに飯村委員さんが出席いただきました。
	その中身といいますか、ちょっと感じられたようなことを一言いただけませんかと御無理をお願いさせていただきまして、簡単にといいますか、内容のほう御説明いただきますので、お伺いします。
飯村委員	9月26日に滋賀県のほうに行かせていただきました。朝9時半に、谷町四丁目のJAバンクさんの前に、大阪府の女性の農業委員23名、結構たくさん集まつたんですけれども、バスで滋賀県のほうに行かせていただきました。
	研修内容としては、滋賀県の女性農業推進委員協議会との交流と意見交換会ということです。

滋賀県の会長さんと副会長さんと、それから滋賀県の農業委員の方と皆さん待っていただいて、対面で、もう自由に意見をおっしゃってくださいみたいな形で。皆さん結構たくさんお話しになりましたので、私たちはすごい楽しかったんです。

農業委員会さんからの、まず滋賀県の報告だったんですけども、滋賀県も、そら、昔の50年前から比べたら、人口も耕地もどんどん減ってきてはいているんですけども、今のところ5万500平方メートルで、耕作率が70%というふうにおっしゃっておられました。大阪は、ちなみに1万平方メートルということです。お米、小麦、大豆を主に生産しているとおっしゃっていました。集約化をどんどん進めて、法人化を、今、推進していっているというお話でした。

女性だけの協議会がありまして、平成15年に設立、15名で設立されているんですけども、現在、22年たった現在で、女性協議会の会員さんが63名いらっしゃるということです。ほとんどが農業されている女性の方です。

さっきイモトさんからもお話あったんですけども、協議会を大阪府の中谷会長もつくりたい、女性協議会をつくりたいと思われているみたいなんですけども、全国で、協議会、女性協議会のないところが5か所あるということで、北海道と東京都と三重と和歌山と大阪らしいです。東京とか大阪はなかなか難しいのかなとは思いますけども、やっぱり都会になると、農業されていない中立の私みたいな方がたくさんいらっしゃるみたいで、そこをどのようにまとめて協議会をつくっていこうとお考えなのか、今、これから協議されていくんだと思うんです。

滋賀県の女性委員さんのほうでも出たんですけども、やっぱり最近は中国とかベトナムとか、海外の方が土地を借りたいとか買いたいとかというお話がいろいろあるみたいですが、決まって進んでいるわけではないというふうにおっしゃっておられました。この間、和泉でもちょっとそういう中国の方が土地買うというふうなお話がありましたけれども、どこの地域でも同じような形で進んでいっているんだなというふうに思いました。

それと、遊休農地の活用なんですけども、それは大阪の農業委員さんが、やっぱりその遊休農地の活用というのは推進されるのはいいんだけども、やっぱりその部分だけで皆さんがある関係者だけが出入りして周りとの協調がないので、そのところ一体どうしたものかというような御質問をされていたら、滋賀の農業委員さんが、遊休農地を公募するというのは、公募するだけでは駄目だということで、やっぱり育て方と、それから収穫して喜んでもらうということをやっぱりきちんと最後までアドバイスをしていかないと、幾ら公募しても無理じゃないかというみたいなお話を皆さんでされておられました。

それと、島本町というところありますよね。大阪と京都の間ぐらいのところですかね。その委員さんが、野菜づくりをしたくてせっかく御夫婦で移住したのにもかかわらず、JRの島本駅ができたそうで。宅地開発がめちゃくちゃ進んでしまって、田畠が減ってきてていると。これは一体いかがなものかという思いで、女性の委員さんになられたそうです。そんなお話もしておられました。

滋賀県の会長さんも副会長さんもすごいたくましい方で、会長さんなんかは、結構きやしやで、お着物着てらっしゃって、大島つむぎなんかと私は思っていましてんけれども、本当にきやしやですごい小柄な方なんですけれども、トラクターも乗られるし、重労働も皆するし、滋賀の女性の農家さんは、男性の後ろで、2番手で控えているというんじゃないなくて、女性がもう全面

的に前に出てというのが、滋賀のそういうムードなんでしょうか。だから、会長さんらも皆そうやから、農家をすることは、トラクターにも乗るというような意識で皆さん農家されているので、何か女性がばーっと耕運機なんか使っているのはそこらでいっぱい見ますよみたいなお話しされていて。それは、大阪府の農業の委員さんがびっくりしておられました。だから、すごくいたくましいなと思いました。なので、結局、若手の女性の農家さんも育っているみたいですし、だから、やっぱり協議会のメンバーもだんだん増えてきて、女性が、旦那さんがいるから農業しかできないというんじゃないなくて、女性で農業をやりましょうというふうな風土が、どうやら滋賀県にはあるみたいです。すごい楽しかったです。勉強になりました。

以上です。

友田会長

ありがとうございました。

いろいろ、お勉強してもうて、ありがたいと思います。

和泉市の農業にも、また興味を持っていただいて、こうしたらしい、またいろいろな意見を言うてもうたらしいかなと思います。

友田会長

ほかにございませんか。

(質問等なし)

ないようでしたら、農業委員会総会を終了させていただきたいと思います。

本日は大変忙しい中、ありがとうございました。

閉会時間 15時 04分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会長

委員

委員